

## 社会福祉法人直源会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直源会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、評議員及び監事のことをいい、必要に応じて設置する委員会の外部委員もこの範囲とする。

(評議員会及び理事会等の実費弁償費)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、報酬はこれを支払わないものとする。

項目	実費弁償費(日額)
評議員会出席実費弁償	3,000円

2 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、報酬はこれを支払わないものとする。

項目	実費弁償費(日額)
理事会出席実費弁償	3,000円

3 必要に応じて設置する委員会の外部委員については、前各号に準じて、実費弁償を支払うことができる。なお、報酬はこれを支払わないものとする。

4 前各号において、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び役員の実務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合、または理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会以外の日において、理事の実務執行、法人の財産状況等の監査の業務に

あたった場合、または理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときに、その結果を報告するために評議員会に報告するための業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (出張旅費)

第5条 評議員及び役員が、法人の業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実 費	15,000円	5,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

#### (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。